



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年10月6日火曜日 第2713号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）...1039

医療機関の指定.....（保健福祉課）...1039

指定医療機関の変更.....（ " ）...1039

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）...1039

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）...1040

介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）...1040

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（ " ）...1040

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....（ " ）...1040

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....（ " ）...1041

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）...1041

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）...1041

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）...1041

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）...1042

公共測量の終了の通知.....（ " ）...1042

指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1042

道路の区域変更（県道河中平井停車場線）（2件）.....（中予地方局管理課）...1042

土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）...1043

指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）...1044

告 示

○愛媛県告示第1210号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成27年9月17日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
31	一般社団法人愛媛県獺友会 宇和島支部	1 代表者氏名 森田 守	1 代表者氏名 新田 富重

○愛媛県告示第1211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
なかお歯科クリニック	宇和島市保田甲1022 - 8	平成27年 9月1日
さいとう脳神経外科	新居浜市寿町11番41号	平成27年 9月1日
レデイ薬局新居浜中央店	新居浜市寿町11番48号	平成27年 9月1日

わたなべ歯科医院	上浮穴郡久万高原町久万154 - 1	平成27年 9月9日
----------	--------------------	---------------

○愛媛県告示第1212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称及び所在地が、次のように変更された。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変 更 年 月 日
（変更後） 医療法人村上整形外科	（変更後） 今治市松木28 - 7	平成27年 8月17日
（変更前） 村上整形外科	（変更前） 今治市松木字五反地28 - 7	

○愛媛県告示第1213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年 月 日
有限会社城西調剤薬局大洲店	大洲市東大洲141番	平成27年 7月31日
吉村調剤薬局・城辺店	南宇和郡愛南町城辺甲2463 - 2	平成27年 8月15日

○愛媛県告示第1214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会医療法人社団更生会	西条市大町739番地	デイサービスSwingゆらり	西条市大町739番地	平成27年8月18日
有限会社フクダ薬局	西条市神拝甲467-5	フクダ薬局壬生川店	西条市壬生川123-2	平成27年9月4日

○愛媛県告示第1215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会医療法人社団更生会	西条市大町739番地	デイサービスSwingゆらり	西条市大町739番地	平成27年8月18日
有限会社フクダ薬局	西条市神拝甲467-5	フクダ薬局壬生川店	西条市壬生川123-2	平成27年9月4日

○愛媛県告示第1216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	（変更後） 西予市野村町野村12号446番地	デイサービスセンター寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成27年4月1日
	（変更前） 西予市野村町野村8号479番地1			
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	（変更後） 西予市野村町野村12号446番地	短期入所生活介護事業所寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成27年4月1日
	（変更前） 西予市野村町野村8号479番地1			

○愛媛県告示第1217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	ケアプランセンタージェイコム	(変更後) 西条市北条232番地1	平成26年6月1日
			(変更前) 西条市西田甲421番地5	

○愛媛県告示第1218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	(変更後) 西予市野村町野村12号446番地	デイサービスセンター寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成27年4月1日
	(変更前) 西予市野村町野村8号479番地1			
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	(変更後) 西予市野村町野村12号446番地	短期入所生活介護事業所寿楽苑	西予市城川町魚成7026番地1	平成27年4月1日
	(変更前) 西予市野村町野村8号479番地1			

○愛媛県告示第1219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社城西調剤薬局	松山市空港通七丁目13番1号	有限会社城西調剤薬局大洲店	大洲市東大洲141番	平成27年7月31日

○愛媛県告示第1220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社城西調剤薬局	松山市空港通七丁目13番1号	有限会社城西調剤薬局大洲店	大洲市東大洲141番	平成27年7月31日

○愛媛県告示第1221号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジ三島店	四国中央市三島中央一丁目字陣屋1928-1	駐輪場の位置	2箇所	5箇所	平成28年5月25日	平成27年9月24日
		荷さばき施設の位置	2箇所	2箇所		
		廃棄物等の保管施設の位置	2箇所	2箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1222号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）
- 2 作業期間 平成27年10月6日から11月30日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

- 2 作業期間 平成26年6月9日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域 愛南町一部地域

○愛媛県告示第1224号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年10月6日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日 平成27年9月28日
- 3 指定道路の位置 四国中央市妻鳥町字宮ノ西1520番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 31.74メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1223号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（レベル2,500地形図作成）

○愛媛県告示第1225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市川の郷町乙141番75から 同町乙141番59まで	旧	メートル 34～9.5	キロメートル 0.105	
			新	84～19.4	0.105	
"	"	松山市川の郷町乙141番61から 同町乙141番62まで	旧	2.7～20.4	0.087	
			新	9.3～22.5	0.087	
"	"	松山市川の郷町乙141番62	旧	2.8～10.4	0.126	
			新	10.0～34.7	0.125	
"	"	松山市小野町乙16番93	旧	2.8～11.7	0.064	
			新	10.6～14.1	0.063	
"	"	松山市小野町乙16番93から 同町乙16番115まで	旧	2.8～12.7	0.087	
			新	12.9～22.8	0.090	

○愛媛県告示第1226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2841番2地先から 同町甲2826番1地先まで	旧	メートル 33～10.3	キロメートル 0.176	
			新	8.8～12.2	0.176	

○愛媛県告示第1227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年10月6日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 義 明	松野町大字松丸38番地
"	居 村 章	松野町大字延野々1313番地
"	山 下 晃 受	松野町大字豊岡1157番地
"	井 上 吉 市	松野町大字豊岡3456番地
"	伊 藤 秀 樹	松野町大字富岡680番地
"	村 田 和 宏	松野町大字上家地600番地
"	河 野 繁 禧	松野町大字目黒821番地
"	橋 本 和 男	松野町大字吉野1490番地
"	村 尾 重 利	松野町大字蕨生97番地
"	品 田 壽 和	松野町大字奥野川950番地
"	阪 本 壽 明	松野町大字奥野川965番地
"	加 藤 康 幸	松野町大字蕨生611番地

監 事	岡 村 勝	松野町大字延野々1205番地
"	岡 本 敬 邦	松野町大字蕨生216番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	阪 本 壽 明	松野町大字奥野川965番地
"	稲 田 溜	松野町大字目黒1283番地
"	岩 城 義 治	松野町大字松丸1104番地
"	小 林 健 邦	松野町大字延野々1062番地
"	山 下 晃 受	松野町大字豊岡1157番地
"	平 野 宗 和	松野町大字豊岡3724番地
"	松 本 圭 介	松野町大字富岡1902番地
"	村 田 和 宏	松野町大字上家地600番地
"	河 野 繁 禧	松野町大字目黒821番地
"	柳 野 大 和	松野町大字吉野777番地
"	村 尾 重 利	松野町大字蕨生97番地
"	田 中 邦 男	松野町大字奥野川232番地
監 事	吉 本 哲 也	松野町大字吉野1302番地
"	岡 村 勝	松野町大字延野々1205番地

○愛媛県告示第1228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年10月6日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成27年9月29日

3 指定道路の位置

八幡浜市保内町喜木1番耕地339番の一部及び340番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.72メートル 9.88メートル

(2) 幅員 4.30メートル 4.30メートル